

議会受付番号	鎌議第 1504 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市の顧問弁護士と顧問弁護士以外に関わる弁護士について

2 質問の要旨

- 鎌倉市の顧問弁護士 3 人以外の弁護士に、弁護士相談をしていると聞き及んでいるが、何故、顧問弁護士以外の弁護士に相談しているのか。

3 答弁

市で顧問弁護士以外の弁護士に相談を行う主なものとしては、不当要求行為等防止相談員である弁護士に相談するケース、公益通報相談員である弁護士に相談するケースがあります。なお、公益通報相談員である弁護士に相談した事例はございません。

不当要求行為等防止相談員の設置は、主に開発の許認可関係の職場において職員が身の危険を感じるような発言を浴びせられる状況が相次ぎ、このような場合に、職員から相談を受けたり、必要に応じて職員とともに窓口対応できる相談員を配置することにより、不当要求行為等防止への体制強化を図ることが目的として挙げられます。